

〔つながる 北区 Next〕 北区民まちづくり提案支援事業審査会設置要綱

（設置）

第1条 〔つながる 北区 Next〕 北区民まちづくり提案支援事業について、審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第26条に規定する委員会として、〔つながる 北区 Next〕 北区民まちづくり提案支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員の定員）

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。

（委員長）

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、北区長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回りの方法によって審査会の開催に代えることができる。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、北区役所地域力推進室において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。